

Title	White-collar crime研究の現状と課題
Sub Title	White-collar crime in current situation
Author	山中, 一郎(Yamanaka. Ichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1963
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.2 (1963. ) ,p.17- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000002-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000002-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# White-Collar Crime 研究の現状と課題

White-Collar Crime in Current Situation

山 中 一 郎

*Ichiro Yamanaka*

アメリカ合衆国の経済発展の裏面史は、陰謀、詐欺、横領の歴史であったといっても過言ではない。19世紀、大陸横断鉄道の敷設に始まるアメリカ資本主義の急激な発展は、いわゆる強盗男爵といわれた連中の華かな饗宴の場でもあったが、すでに彼らの活動の中に犯罪社会学者 Edwin Sutherland (1883~1950) は “white-collar crime” の萌芽を見出している。

現実に white-collar crime は社会問題として数々の論議を呼び起したが、学界でこの犯罪概念がその立場を安定し確立するまでには、かなりの長年月を必要とした。white-collar crime の概念は、1939年、全米社会学会の席上で、ときの会長 Sutherland に依って始めて発表されたが、この会長演説は、当時の学界はいうにおよばず、一般に異常な反響をまきおこしたといわれている。H. Odum はその著 “American Sociology” の中で、「Sutherland の1939年の “white-collar criminality” についての会長演説は、日刊新聞の第一面に掲載された数少い演説の一つであった」旨のべている<sup>1)</sup>。この演説は1940年2月号の “American Sociological Review” 第5巻第1号に掲載せられ、のちに “White-Collar Crime” (1949) という著書に発展させられたものである。

ところで、white-collar crime いわゆる名望ある社会的地位の高い人物がその職業上犯す犯罪として定義されたこの概念は<sup>2)</sup>、高度な産業的、経済的發展をとげた米合衆国の独占企業的経済体制の副産物的現象であり、規模、社会体制等を異にするわが国で、この種の概念が直輸入的にあてはまるか否かは、今後の興味ある研究課題の一つといえよう。

Sutherland の定義よりみれば、彼の提起したこの white-collar crime は、企業家である個人が主体であるようにみうけられるが、彼の扱った論文のケースをみれば、むしろ経営企業体を中心となっている。すなわち、経営者個人の公的資格における犯罪行動というよりも、一個の法人格をもった経営企業体の犯罪が対象である。したがって、white-collar crime の研究にあたっては、今後、経営者と経営組織との関係についても、さらに詳細で具体的な分析が必要とされる。

この white-collar crime は、Sutherland の定義からも判るように、その概念は曖昧かつ漠然としている。それは white-collar crime が、たんに white-collar class に所属する連中に特有な犯罪を意味するものではないからである。犯罪行為を実行する主体は、white-collar class ではなく、より上位の階級に所属する人たちである。このように white-collar crime の概念は、余りにも包括的で、法論理的厳密性を欠き、それを要求する法律学者からは、このような概念規定の曖昧さが鋭く批判されている。また、この概念をきわめて「アメリカ的」と評し、従来の「職業犯罪」の概念で充分であると評した W. Middendorff らの犯罪社会学者もいる<sup>3)</sup>。もっとも、このアメリカ的と評した意味は Middendorff によっても深くは説明されず、その点、真意は理解できないが、概念の包括的な点、その操作的な面をもってとくにアメリカ的と評したものならば理解できなくもない。しかしながら、もしもこの概念によって指示される犯罪現象をアメリカ的と評したのならば、それはおそらく適切な表現とはいえない。それは、この犯罪現象をさらに深く考察すれば、それが資本主義経済社会機構と

密接にからみ合っていることが直ちに了解できるからである。

かって J. Hall はその著 "Theft, Law, and Society" (2nd ed. Indianapolis, Bobbs-Merrill, 1952) の中で、窃盗を対象とする法律のほとんどが18世紀に発展したものであり、工場制度、大量生産、遠距離への船舶による大量積荷輸送、複雑化した企業組織、新しい非人格的貿易関係等の結果であることを立証した。これと同様の仕方で、white-collar crime の発生が、19世紀アメリカ資本主義経済社会の発展にもついた必然的結果であることを証明できる。そして、それはとくに反トラスト法制度の沿革について考えてみるならば即座に明瞭となろう。

反トラスト法 (An Act to Protect Trade and Commerce against Unlawful Restraints and Monopolies, 1890) — E. Sutherland にしたがえば、white-collar crime の原型をなすものであるが — は制定をみるまで、また施行されて以後も幾多の困難に遭遇した。実際に Roosevelt, Taft 両政府の時代を除いて、政府も最高裁判所も、この法律の適用には気のりうすであったといわれている。このような取締側の消極的態度が、結局は一般にも反映して、これら一連の法律違反、white-collar crime に対する違法性の認識を低下させていたともいえるのである。他方、この種の犯罪が一般に与える被害感は一面的で、地域的、局部的でさえある。この点にも有罪意識をそれほど一般に意識させない理由があったと考えられる<sup>9)</sup>。

また、このような法律違反によって、たとえ起訴され、その結果、有罪の判決を下され罰金刑を、ときには禁錮刑を科せられたとしても、われわれはこの種の法律違反者を通常の意味での犯罪者とは同一に考えないという傾向を有している。それは、大部分、この種の法律違反者の占めている社会的地位と身分の故にそのように考えられるのであり、さらにそれ以上に、この種の法律によって有罪とされた人は、余ほど運の悪い人で、それに何千、何万倍する人が実際に自由に振舞っているという現実を知っているからと思われる。と同時に、犯罪者とは低い社会的地位を占めている者であり、全体として智能が低いか欠陥のある者、精神異常もしくは身体的、生理的に一般から明瞭に区別される特徴をもっているという考えが広く行きわたっていることにも起因するであろう。このような犯罪思想は、主として Lombroso 以来の犯罪生物学的影響とみられなくもない。

このように同じ行為をしながら、なぜ一方は犯罪者と

して処遇され、一方はされないのか。Sutherland はこの点に着目し、いずれもが犯罪者として処遇されるべきことを主張した。かくして現在の犯罪学は "white-collar crime" という新しい研究領域をもつことになったのである。しかしながら、"white-collar crime" の研究は、いまなお犯罪学の分野で確固たる地位をえているとはいえない。それはいまだに犯罪学の領域では犯罪生物学の伝統的な傾向が根強く残っており、また一方 Sutherland のように犯罪を同質的なものとして扱うことに反対の連中もいるからである。

### E. Sutherland の学説と理論

Sutherland はいうまでもなく社会学的犯罪学者である。それは彼の犯罪理論も学説も、ともに本質的には社会学的傾向を内包しているからである。社会学的犯罪学者としての彼の研究対象は、人間行動の一環としての犯罪行動であり、一般に犯罪学者が目的としていた犯罪の統制という点にはほとんどなんらの関心をも示していなかった。それはなによりも彼の関心が、犯罪行動の説明であると同時に、その他の種類の行動をも説明する普遍的定理と一致し関連する一般的・普遍的定理の発見にあったからである。そのために、彼はまず犯罪行動を人間行動として把握する必要を感じたのである。彼にしたがえば、この犯罪行動とは多くの共通面をもっており、犯罪行動を説明するときに用いると同じ一般的枠組の中で説明されねばならないとしている。すなわち、犯罪行動の説明は、行動の一般理論の特定の一部としてなされなければならない、その目的とするところは犯罪行動を犯罪でない行動から区別する点にあった。それは行動について必要な要因であっても、行動の犯罪性の説明には必要でない要因が数多く存在するからであった。このように Sutherland は、犯罪学の主要問題を、"行動それ自体" の説明ではなく、"行動の犯罪性" の説明に限定した<sup>5)</sup>。

ところで犯罪行動を理解しようとするとき、いろいろな人が犯罪におちいる危険性の程度を全て合計しても、犯罪行動をよりよく理解したことにはならない。犯罪行動の充分な説明は、犯罪を犯すものの中の金持ちにも貧乏人にも、情動安定の者にも不安定の者にも、普通の抽象的機構および過程を確定することによってなしとげられねばならない。そして、この抽象的機構とか過程とどうたつたのち、具体的要因のあるものは一般的概念によって再解釈しなおされるのである。今日、社会・経済的に上流階級に所属している連中のある者が、貧困でも

また娯楽にこと欠くわけでもなく、精神薄弱でも情動不安定でもないのに、しばしば法に違反した行為をなしている。Sutherlandは、従来のいわゆる伝統的犯罪理論をもって、このような現象を説明することは不可能であるとみた。たしかに、われわれが現在、このような犯罪現象の原因論的説明をおこなおうとするにあたって困惑するのは、なぜこのような連中が犯罪を犯すのか、その原因となる決定的要因を発見しがたい点にある。同一状況にいながら、ある者は犯罪を犯し、ある者は犯さない。それはなぜなのか。犯罪は犯罪者個人の中にその原因を有するものなのか、それとも彼をとり囲む環境に原因が存在するのか。このような諸点が従来の伝統的犯罪学説に対してとは違った問題意識のもとに、改めて考察の対象としてとりあげられるに至っている<sup>9)</sup>。Sutherlandの論文以外に、たとえば R. E. Lane の "Why Business Men violate the Law" (The Journal of Criminal Law, Criminology, and Police Science, Vol. 44, No. 2, 1953, pp. 151~165) という標題の論文もこの一つである。

ところで、Sutherland のこのような思惟の根底にあるのは、いわゆる "Theory of Differential Association" である。以下、この理論と、彼の今一つの主要基礎理論をなす "social disorganization" についての、最後に彼の "white-collar crime" 学説について簡単に展望してみよう。

#### A) Differential Association の理論

Sutherland は犯罪行動理論の科学的説明として、機械的 (mechanistic) と発生的 (genetic) の二つの類型の存在を指摘した。

機械的説明は、状況的 (situational) または力学的 (dynamic) 説明ともいい、犯罪発生の瞬間に作用している過程によって説明する方法をいう。これに対し発生的説明は、歴史的説明ともいい、犯罪者が犯罪を犯す以前に作用している過程から説明する方法をいう。

Sutherland はこのうち、発生的説明よりも機械的説明のほうがよりすぐれていると主張しているが、しかし現在のところ機械的説明は余り成功していないとみている。ところで differential association 理論は、個人の過去の生活経験を重視する発生的説明である。犯罪行為はその個人によって限定された犯罪行為に適した状況が存在するときに発生するという仮説をもとにしている<sup>9)</sup>。この理論は Sutherland によって次のごとく説明されている。

「犯罪行動は、ある行動を利益と定義するものとの結

合、およびこれを不利益と定義するものからの分離の中に習得されるということ、しかるべき状況にあるものが、このような行動にでるのは、利益とする定義が不利益とする定義に優先するばあいであり、そのばあいに限る」(「ホワイト・カラーの犯罪」平野、井口訳、14章、235頁)

すなわち、Sutherland は人が犯罪をおかすのは、「法律違反を利益とする観念が、法律違反を不利益とする観念をこえたときである」と説明している。そして、これが differential association の原理であり、犯罪的結合、反犯罪的結合、この両者の相互に拮抗した力関係が問題であり、人が犯罪者となるのは犯罪型相と関係するからであり、反犯罪型相から隔離されるからであると指摘している。

Sutherland がこのような理論を考えるに至ったのは、犯罪性の理論を確立するには、犯罪者の本性に関する試験的仮説をもって出発することが必要であると考えたからに他ならない。それはこの仮説は、犯罪者がおかれている、また彼の行動を決定するさいに効果のある社会・文化的環境から説明することをその目的としているからであった。

以上のことから理解されるように、この理論は、本質的には学習理論であり、また Mead, Cooley, Dewey などの諸説、および Park, Burgess の人間生態学に影響されていることも明らかである<sup>9)</sup>。また Hartung は、この理論を社会的・心理学的仮説として分類整理している<sup>9)</sup>。

#### B) Social Disorganization 理論

1940年に発表された Sutherland の論文 "White-collar Criminality" (American Sociological Review, Vol. 5, No. 1, Feb. 1940) では、この理論はまだ示唆でいどにしかあつかわれていなかったが、1949年の論文 "White-collar crime" (The Dryden Press, N. Y., 1949) では、かなりの部分がこの説明にあてられている。

Sutherland は "differential association" と "social disorganization" とを比較して、前者は「個人が犯罪にひきこまれる過程という見地からする犯罪の仮説的説明」であり、後者は「社会という見地からする犯罪の仮説的説明」であるとのべている。

social disorganization は、Sutherland によれば、「anomie」と「規範の衝突」の二類型に分類される。この中、「規範の衝突」を彼は「一社会内部における特殊慣行につき紛争状態にある集団よりなる組織体」と定義し、法律違反を有利とする組織と、法律違反を不利益

とする組織との間の比率ということに関係している点で“differential association”と類似しており、このばあいの social disorganization は “differential social organization” と称するのが意味として適切であろうとも指摘している。

次いで social disorganization の無規範的形成の面についてのべ、これを「自由競争と自由企業のかっての制度から、私的集産主義と事業の政府統制という発展期にある制度への変化との関連」のうちに捉えている。

しかしながら、Sutherland によれば、現在にいたるものも、social disorganization については、その正確な概念規定が示されていないこと、分析概念としての有用性を妨げる倫理的意味をそれ自体もっていること、この仮説の効力が現実に吟味できないこと、犯罪行動の内容とか規範の衝突の原因について満足な説明を与えていないことなどのため、犯罪一般を social disorganization によって説明しようとするここ 30 年来の多数の犯罪学者、社会学者の課題はなんら解決されていないと批判している。

### C) White-Collar Crime

white-collar crime はいろいろに定義されている。しかしながら、そのいうところをまとめると、それは企業に関係した犯罪で、社会的経済的上層階級者がその職務上犯す犯罪ということになる。

ところで従来、この企業の犯罪性ということとは、ほとんど社会学、犯罪学の分野で、その研究対象としてとりあげられたことはなかった。また犯罪という領域で「経済活動それ自体」が犯罪として研究されたこともなかった。white-collar crime は、いわばこの両研究領域にまたがる犯罪ということができる。したがって研究にさいして Sutherland は、企業方式にかんする経済理論と、犯罪にかんする社会学理論との統合の必要性をといっている<sup>10)</sup>。しかしながら、この2つの理論がいかなる形で統合されるか、またいかに統合すべきであるかについて Sutherland の論文は、なんらその具体策を明示してはいない。

彼が論文を書くにあたって第1に意図したことは、社会・経済的に上位の階級に所属しているものも、非常に犯罪的な活動をしているということで、このことをより下層の階級に所属しているものの犯罪と比較しながら説明することであった<sup>11)</sup>。しかし結果的にみて、彼のこの目的が十分にたっせられたとはいいいがたい。1940年の Sutherland の論文は、white-collar crime にかんする最初の記念すべき論文であり、犯罪学説史にきわめて意義のある論文であるが、その内容は学術的というより

もむしろ啓蒙的であった。Sutherland は大実業家たちの伝記、小説等を引用し、white-collar crime がいかなるものであるかを説明している。彼はまたこの white-collar crime の結果うける損害額が、一般に「犯罪問題」としてみとめられている犯罪全ての損害額の数倍にのぼること、さらにはこのような経済的損失よりも、その社会関係に与える影響の大きいことを指摘し、広く一般の注意を喚起した<sup>12)</sup>。それは white-collar crime が信用違反であり、その結果が不信用をうみ、ひいては経済的士気を低下させ、ついには大規模な社会解体をひきおこす危険性をはらんでいるからでもあった。

このような恐るべき社会的影響をもつ犯罪について、われわれはこれまでほとんどなんらの関心も払ってこなかった。犯罪といえば殺人、強盗、暴行傷害、強姦、窃盗、横領、詐欺、放火等を、またこれらの犯罪原因としては犯罪者の精神薄弱、精神病的偏倚を、犯罪環境としては、スラム、欠損家庭、文化的葛藤、また犯罪条件としては貧困、失業等を想起する傾向が一般には支配的である。犯罪学者といえどもこの例外ではなかった。Sutherland はこのような「従来犯罪行動をめぐる伝統的、因襲的な説明は、それが偏つた標本からひきだされたものであるから、本質的には価値のないものである」と真向から否定し、この標本には下層階級における以外の人たちの遡大な量の犯罪行動が含まれていない点をとくに強調している。事業家、専門家の犯罪行動がこの否認された領域の一つであり、Sutherland が分析の対象としたのは、このような連中の犯罪行動であった。Sutherland にしたがえば、今日の white-collar 犯罪者は、かつての「強盗貴族」よりも温和であるが詐欺的であり、その犯罪性は国有地管理局、鉄道、保険、軍需産業、銀行、公益事業、株式取引所、石油産業、不動産業、財産管理事務、破産および境界などの犯罪調査においてくり返し示されているという。

このようないろいろな類型の white-collar crime は、すでにのべたように、原理的には委託された、また暗に示された信用違反から成立している。それは彼にしたがえば、“misrepresentation of arrest values” と “duplicity in the manipulation of power” である。前者は詐欺とかペテンと同一のものであり、後者は裏切りとか背任行為である。そして、このような犯罪行為は今日のような複雑な企業構造のもとでは完全には避けることのできないものであるという。

次に Sutherland が指摘している重要な点は、“white-collar criminality” が “real crime” であり、通

常の刑事裁判所が与える犯罪基準のほか、各種の行政委員会による判定をも加えてあつかうべきであるとしている点である。この種の犯罪においては、犯罪性の基準を現実の有罪であるということよりも、むしろその有罪性 (convictability) にもとむべきであり、共犯関係に対する刑事処分についても、従来の刑事犯罪と white-collar crime とでは現実において差異のある点を指摘し、white-collar crime ではできる限り広く共犯関係についても考慮すべきであるとのべている。たとえば、政治上の汚職は、そのほとんどが政治家と企業家との共謀であるが、起訴されるのはきままって政治家で、企業家は起訴を免かれていることが多いからである。

しからは従来の刑事犯罪と white-collar crime とはどこが異なるのであろうか。Sutherland はこの違いは犯罪の本質的な点よりも、むしろ附随的な点にあり、原理的には彼らに適用される刑事法の執行という点にあると指摘している。そして、この刑事法の執行にみられる原理的な違いは、両類型に属する犯罪者の社会的地位の違いに帰せられるべきであるとしている。このように Sutherland は、犯罪行動一般を貧困とか貧困と関係した諸要因、精神病理的、社会病理的諸条件にきした諸々の犯罪行動理論に強い反対の態度を示している。その理由として彼は、

1. 従来の犯罪行動にかんする一般化は、ほとんど全く white-collar 犯罪者の行動を除いた偏った標本にもとづいたものである。

2. 犯罪性が貧困と密接な関係をもっているという概念は、white-collar crime に適用しえないことが明白である。

3. 因襲的なこれまでの諸理論は、下層階級に属する連中の犯罪性すら説明しえない、の点をあげている。

ではこの両類型の犯罪行動を均しく説明する理論としては、いかなる理論が考えられるのであろうか。この点について Sutherland は次のようにのべている。すなわち、

「因襲的諸理論にかわるものとして考えられた仮説は、他の体系的犯罪行動のように、white-collar crime も学習されるということである。それは直接、間接にすでに行動している人との結合のなかで学習される。この犯罪行動を学習する人は、法律を守るという行動との頻繁にして密接な接触から分離される。ある人が犯罪者となるかならないかは、この二種の行動との接触の比較的頻度によって決定される。これは differential association の過程と呼ばれるかも知れない、これが white-collar

criminality と lower-class criminality の両者を説明する発生的説明である」(“White-criminality,” Amer. Socio. Review, Feb. 1940.)

Sutherland はこのようにのべて differential association の仮説を提出した。そして、この1940年の論文の結論として

1. white-collar criminality は real criminality であり、それは刑事法違反のあらゆる事例が含まれている。

2. white-collar criminality は、その犯罪者を他の犯罪者から行政的に分離するという刑事法の執行という点で、lower-class の連中の犯罪から原理的に区別されている。

3. 犯罪が貧困とか貧困と関連した精神病理的、社会病理的諸条件にきせられるとする犯罪学者の理論は適切でない。それは第一には社会・経済的身分にかんし大きく偏った標本を基礎としている。第二には、それは white-collar 犯罪者に対して適用しえない。第三には lower-class に属する連中の犯罪行動すら説明しえない。

4. white-collar criminality と lower class の連中の犯罪性の両者を説明する犯罪行動理論が必要である。

5. このための仮説として differential association と social disorganization とが考えられる。

これに対し、1949年の論文集はこの1940年の論文をその骨子とし、一部理論的修正を加えたものである。さきに「仮説」として提出された “differential association” は「理論」としてのべられ、social disorganization もより具体化されている。この他1940年の論文では抽象的で漠然としていた white-collar crime の内容が、完全とはいえないまでもかなり具体的にのべられている。

すなわち、1949年の論文で white-collar crime としてあつかわれている罪種は、主として独占と取引制限、いわゆる反トラスト法違反行為が中核をなしており、なお具体的には取引制限 (合併、価格統一、価格差別)、リベート、特許権、商標権、著作権にかんする法律違反 (侵害と取引制限)、広告における虚偽表示、不当労働行為、金融操作 (会社および会社役員たちの用いる慣習手段で詐欺、信託違反に関係するもの、横領、法外に多額な給与や賞与、その他役員とか会社の証券保有者の一部の者のために会社資産を濫用すること、および株式市場操作という形でなされる公衆に対する虚偽表示、証券売出しのさいの詐欺、資本の水増し、不完全

でいかわしい会計報告, その他の操作), その他の戦時犯罪(戦時中における特別統制法規違反, 戦時税の脱税, 戦争にかんする限りでの取引制限関係の決定の概要, 競争的地位を保持するために会社がおこった戦時政策の妨害, 通商停止と中立にかんする違反, 叛逆罪を含む)である。

Sutherland は, このような罪種別犯罪行動の説明を70の大企業, 15の公益事業会社の法律違反の事例分析を中心におこなった。その結果を「解説」として第4部にまとめている。「解説」は3章よりなっている。最初の章は「white-collar crime は組織的犯罪である」という標題のもとに, white-collar crime の特徴, 特質がのべられ, 第2章では「white-collar crime の理論」が, 「個人の記録」「違法慣行の伝播」「分離」「社会解体」の諸項目に分けて論じられている。そして最後の章では「諸会社の犯罪における差違」という標題のもとに white-collar crime の原因についての詳しい検討がなされている。犯罪は犯罪者の心理的特性によって説明されねばならないという議論がおこなわれているが, この章ではこの問題が論じられているのである。すなわち, 個人的特徴のあるものが, white-collar crime の原因として重要な役割を演じるならば, それはとりわけ70大会社間の法律違反の頻度の差違となってあらわれるはずであるとの仮定にたつて, 敗訴決定数にみられる差違の原因となる要因を, 会社の年齢, 規模, 経済構造中における会社の地位, 会社の役職員たちの個人的特徴に分け, それぞれについて研究した。この結果から, 会社間における法律違反の差違が, 主として経済構造中に占める地位によるものであるということのみをみちびきだした。これはその差違が個人的特徴によるものではないことを意味している。また Sutherland は, 社会的, 経済的に下層階級の連中の特定の法律違反の頻度にとめられる差違も同様, その経済的地位によって影響されると主張し, 不熟練労働者が反トラスト法に違反したり, 広告詐欺をしないのは, この種の犯罪をおこなう適当な地位に彼らがないからであるとのべている。

そして最後に Sutherland は, この研究の目的と成果について次のようにのべている。

まずこの研究の第一の試みは, 社会的経済的に上位の階級に所属している連中も多くの犯罪をおこなうのであって, これらの犯罪も犯罪行動の一般理論の中に含めて考えられなければならないという証拠を示すことであり, この試みは標本としてとりあげた大会社が大きな頻度で法律に違反していることが判明したことによって実

現をみたとしている。

第二の試みは, 第一の証拠をもとにして, white-collar crime とその他の犯罪の両方を含む全ての犯罪行動を説明するいくつかの仮説を提示することであった。Sutherland は differential association と social disorganization の仮説は, 下層階級の連中の犯罪に対しては勿論のこと, white-collar crime にも適用されることが確認できたとしている。

以上が white-collar crime にかんする1940年および1949年の論文の概要である。以下, 次章ではこの Sutherland の学説と理論に対する批判を中心に検討をすすめていく。

#### E. Sutherland の学説と理論に対する批判

Sutherland の“white-collar crime”にかんする問題提起は, きわめて sensational であった。ために最初はこの問題の内容, すなわち彼の基礎理論をなす“differential association”とか方法論に対する検討, 批判よりも, むしろ概念の semantics, 「white-collar crime は犯罪であるか, ないか」が主として論議されていた。

以下, 彼の学説と理論に対し加えられた批判を,

##### A. 概念をめぐる論争

##### B. 基礎理論, 方法論をめぐる論争

に分けて考察していく。

##### A) 概念をめぐる論争

すでにのべたごとく, Sutherland は各種社会法, 経済法違反を全て他の刑事諸犯罪と同様の質的重みをもって均しく犯罪としてとりあつかうべきことを指摘した。その理由として, 彼は white-collar crime として問題となる反トラスト法, 全国労働関係法, 侵害関係の諸法は, いずれも普通法に, その論理的根拠をもっており, 現代の社会組織に対応するよう普通法を修正したものであると主張した。white-collar 犯罪者との刑事関係諸犯罪者とは本質的に異なるところはないと主張したのである。

このような Sutherland の主張に対し, Hartung は疑問をもち, 最初には否定的態度をもって研究をすすめていった。しかし結局, 最後には彼ものべているように Sutherland の説に同調するにいたった。Hartung は“White-collar Offenses in the Wholesale Meat Industry in Detroit.” (The American Journal of Sociology, Vol. LVI, No. 1 July 1950, pp. 25~32) と題する論文の中で, (1) white-collar crime が犯罪として考えらるべき客観的基礎, (2) 計画的意図なしにお

こなわれた行為が犯罪としてみとめらるべきか、(3) 現在の犯罪諸学説に対する white-collar crime の意義、(4) 通常の犯罪からそれを区別し、かつまた共同体に対し特殊な意味をもっている犯罪の諸特徴について検討した。

Sutherland は white-collar crime について問題となる点は、それが「現実」に犯罪的であるか否かということであり、問題の行為に対する「犯罪」という基準の適用の適否にあり、当時すでに white-collar crime が犯罪的であるという見解は広く一般化しており、しかも犯罪行為の必須条件としての2要素（すなわち、(1) 行為は立法府によって禁止されているものであること、(2) 立法府は処罰対象となる行為を罰則として明文化していなければならないこと）をそなえているが故に、犯罪として考慮されねばならないとのべたが、Hartung もまたこの基準を食肉卸売産業の犯罪行為に適用、分析をおこない、その結果、white-collar crime は犯罪であると結論し、その論点を次のごとく要約した。すなわち、

1. 食肉小売産業における物価庁規則 (Office of Price Administration Regulation) の違反は犯罪行為である。

2. 民事法の罰則と刑事法の罰則との間の区別はなんら異なるない。

3. 違反のための意思的または計画的意図は、white-collar crime を犯罪行為とみとめるうえで本質的なものではない。

4. 少くともこの論文で問題とした産業においては、犯罪の遂行はほとんど常に必然的にさまざまな当事者によるそれ以外の類似した犯罪の遂行を含んでいる。

このような Hartung の主張に対し、Burgess は異論をとえ、物価庁規則違反者は、自分自身を犯罪者として理解していないし、また一般大衆が彼らを犯罪者と考えていることを示すいかなる証拠も存在しないから、white-collar crime は犯罪と考えるべきでないとはげしく反論した。法律違反と規則違反とを差別して考えるべきではないというのが Hartung の主張であるが、これに対し、この見解は余りに法律的すぎて社会学的でないというのが Burgess の主張であった。Burgess は、交通規則違反者、保健条例違反者までを全て犯罪者として考えるならば、犯罪者と呼ばれるものの数はきわめて多くなる。制限速度違反の自動車運転手、物価庁規則違反者、強盗犯人、これらを比較したとき、類似点よりもむしろ相違点の方が大きく、彼らを同質的な集団として把

握することには危険が多い、法律的にみれば彼らはたしかに法律とか規則に違反し、それによって刑罰もうけている、しかし社会学的にみれば、彼らの間には差があり、しかもその差は有意の差であると主張した。

かくて Burgess は共同体によって一般に犯罪的であるとみとめられた犯罪と、以上の規則違反との間にある注目すべき違いを次のごとく提示した。

1. 物価庁規則違反者が、自分自身を犯罪的であると考へたり、また公衆がそのように考へたりすることを示すいかなる証拠も存在しない。

2. 緊急物価統制法 (The Emergence Control Act) と第二次大戦動力法 (The Second War Powers Act) は、突然に企業家に押しつけられたもので、以前には合法的であった業務を犯罪として規定したものにすぎない。

3. 企業家による法律違反とか、消費者による購買に社会的非難を加えたりするために、市民の指導者や教会、学校、報道機関、政府機関による一致し組織された効果的な企てはなにもなされなかった。結果的にみて、このような行為は殺人、強盗、強奪、偽造、強姦と同一範疇には含まれないと一般には考へられている。

4. おそらく成人人口の半数以上が戦時中は闇市場で物資を購入していた。

5. 違反のごく少数 (6.4%) が服役の宣告を受けたにすぎない、しかもこれらの判決は non-white-collar crime と比較したとき非常に軽く、3ヶ月から1年が平均した刑期であった。

このように指摘した Burgess は、さらに white-collar crime と他の刑事諸犯罪との間を区別しないという試みは、犯罪学の分野に明確化よりもむしろ混乱を与えるだけであると断定し、強い公的 non-white-collar crime と同質的な犯罪と、公衆の大多数が好ましい共犯者の役割を果している規則違反 (最近制定された法令違反) との間を区別することは重要であると結論した。

ところで Burgess のこのような反論に対し、Hartung は再び反論したが、それは概略、次のようなものであった。

「white-collar crime」の概念に反対している人たちは、その反対理由について一致した見解を示していない。Tappan は white-collar crime の概念が社会学的で法律的でないとは反対し、Burgess はそれが法律的で社会学的でないとは反対している。しかし Burgess が刑罰をとらせた法令に違反した者を全て同質的な集団としてあつかうことはできないとのべた主張は正しい。



しかし、なぜ交通違反者が罰金や懲役を科せられながらも犯罪者として処遇されないのかという点には疑問がある。Burgessは原規に違反することが、あたかも犯罪であるかのごとく論じた。今日、社会学者が“犯罪”についての informal な定義を弁護するという事態は異例のことといえる。世論は物価率規則違反を犯罪としてとりあつかっている。したがって、成人人口の約半数以上が闇市場での物資購入に参加したという Burgess の主張はたんなるロマンティズムにすぎない。多くの人は white-collar crime と non-white-collar crime とのいちじるしい差異は、前者が刑期が少く軽いことだと信じているようである。しかし果してこのようなことはいえるであろうか。Burgess が主張したように white-collar crime の概念は、犯罪学の分野に混乱を起させるにすぎないといった言葉が真実であるとするならば、犯罪人口にかんする古い誤謬にみちに標本をもとにした疑わしい一般化をもとにしたことになる。white-collar crime にかんする Sutherland の分析は、Goring や Healey 以来の犯罪学の分野におけるすばらしい前進であり、それは社会学理論一般に対し、またとくに都市社会学に対し意味をもつものである。

このような Hartung の再反論に対し、Burgess は、「犯罪者とは自分自身を犯罪者としてみとめ、社会によってもまたそのようにみとめられている人であり、犯罪者は criminal-making process の産物である」と答え、Hartung が研究したいわゆる white-collar 犯罰者がこの規定の中に含まれるとするいかなる証拠もみとめられないと批判した。Hartung の犯罪者に対する定義にしたがえば、大多数の成人が犯罪者となるが、その理由は、Hartung が法律的定義を用いて犯罪者を分析し、社会学的定義を用いていないことによる、また成人人口の約半数が闇市場での商取引に関係していたという主張は Hartung のいうようなロマンティズムではなく、事実なのだと言明した<sup>19)</sup>。

ところで、この問題について、他の研究者はどのように考えているであろうか。

Tappan は、犯罪者とは有罪の判決をうけたものに限るべきで、white-collar crime の概念は余りに社会学的すぎるとし、次のようにのべた。すなわち、「不公平、侵害、差別待遇、社会に対する危害という言葉が white-collar 犯罪者に対し用いられているが、これによって犯罪者としからざる者とを区別することはできない。それは仇名にしからざるにすぎない、ある特定の行動を意味するまでに充分熟してもいない。」とのべ、また「white-

collar criminality についての定義をさがすと、よくもこれほどと思われるほどいろいろな定義がなされている。曖昧であったり、無意味なものであったり、ときには非難にみちたものであったりする。Sutherland 教授は、この言葉を用いたとき、職務上、信託違反とか、刑事法に違反している上流の社会・経済的階級の連中にこれを適用した。……われわれは white-collar 犯罪者、行動規範の違反者、反社会的な人格という言葉が、犯罪者をさしているとは考えていない、われわれは有罪の判決を下されない限り、彼らを犯罪者と知ることができないからである」(“Who is the Criminal.” Amer. Socio. Review, Vol. 12, No. 1. pp. 96—102) とのべている。

ところで、このような論争を概観して気づくことは、こうした論争が生産的でないということである。この責任の大部分は Sutherland が負うべきものであると考える。なぜなら、このような論争は、結局、white-collar crime にかんする定義が充分適切でなかったことに起因するからである。Sutherland の white-collar crime にかんする概念規定自体、きわめて曖昧な点を多く含んでいる。社会的・経済的上層階級者といっても、それを示す具体的客観的尺度は示されていないし、またそのような人物が職業上犯す犯罪といっても、どの程度の職業までを含むかさえ明瞭でない。したがって実際問題として、犯罪行為者の確定にあたっては、かなりの主観を含むことになり、困難をかんするに違いない。彼はまた、この概念が確定的なものでなく、通常、刑事学の範囲に含まれていない犯罪に注意をむけさせるために用いたとのべている。とするならば、果してこの概念の名称自体、適切妥当であったか否かについても問題が残るであろう。ここで用いられている white-collar crime とは、その名の示すように white-collar class に所属している人たちの犯罪を意味してはいないからである。むしろそれならば A. Morris の “upper-world crime” の概念がより適切でさえあると考えられる<sup>20)</sup>。

ところで V. Aubert は、このような semantics とか定義の問題はさして意味がないと主張している一人であるが、彼は「white-collar crime の主たる理論上の意義」を、それが犯罪であると同時に犯罪でないというその曖昧さの中にもとめ、それは社会構造に固有な身分体系の多様性の徴候であると主張している。すなわち企業家の態度の中には二つの矛盾した価値規準が共棲している。white-collar crime をとく鍵は、このような態度の中に存在しているというのである。Aubert は R. Merton の中範囲の社会学理論の有用性をとき、この理論

的立場にたつて、white-collar crime を検討すべきことを提案している。したがって「white-collar crime は犯罪か？」といった術語論的論争は百害あって一利なしととく、勿論、Aubert は white-collar crime が、現在非常に重要な実践的問題であることには注目している。そして、それが社会構造のより広範な一般化した形態に対し、とくに感覚的で、かつ高度に徴候的な現象の一つであるという点で理論的にも重要であると指摘している。そして、これが問題として重要であるが故に、術語論的論争は時間の浪費であるという<sup>10)</sup>。

しかし、今ではこのような術語論的論争は非生産的なものとして、ほとんど問題とされていない。そして、それに代って注目されたのが“differential association”を含む一連の基礎理論であり、方法論である。

#### B) 基礎理論、方法論をめぐる論争

この中、基礎理論をめぐる論争は、主として differential association 理論に集約される。すでにのべたごとく、Sutherland は犯罪行動も社会行動もともに含めてとりあつかう一般理論の構成を目的としていた。その一般理論として、人の犯罪にいたる行動を分析する鍵として、“differential association”理論を提起した。

ところで、このような理論自体の意味、存在意義を問題とした人に J. P. Shaloo がいる。彼は“Trends in Criminological Research” (Federal Probation, Vol. VI, Oct.~Nov. 1942, p. 24) のなかでこの問題を取りあげ、この理論の有効性に疑問を提出した。

また M. Clinard は、“Sociologists and American Criminology.” (The Journal of Criminal Law, Criminology, and Police Science, Vol. 41, Janu.~Feb. 1951, pp. 549—570) において、個人的犯罪者に均しく彼の frame of reference が適用できるか疑問があると、犯罪行動の説明としての differential association を極端すぎる意見であるとした。そしてこの理論が、人格の心理学的諸特性を構成している要因を全て否定したものであること、さらには犯罪規範に対する方向の数学的比率に犯罪を全て帰せしめるばあい、人が犯罪を犯したり、犯さなかつたりするのは、いかなる理由によるものか説明しえないとのべている。所与の犯罪者の生活史にみられる圧力と引力の平衡を計算することで、あらゆる犯罪を説明しつくそうとすることはきわめて困難であり、あるときには一定の心理学的諸特性の分化的反応と逸脱した諸々の規範との同一視が考えられてもよいのではないかと、かなり批判的な意見を Clinard はここでべている。

次に D. Cressey は、財政上の信託違反を事例とし、この理論の応用と検証を試みたり (“Application and Verification of the Differential Association Theory” The Journal of Criminal Law, Criminology, Vol. 43, No. 1, 1952, pp. 43—52) また compulsive crime へのこの理論の適用について検討した。 (“The Differential Association Theory and Compulsive Crimes,” The Journal of Criminal Law, Criminology, Vol. 45, No. 1, 1954)

まず前者の論文で、Clinard は合衆国の各刑務所に収容されている犯罪者との面接資料をもとに differential association の検討をおこなった。この研究によって彼は、犯罪技術と同一とみなしうる犯罪行動型相との結合のうちから習得されるというこの理論から派生した仮説は拒否されたと主張した。すなわち、信託違反者による委託金費消とか、この行為を隠蔽したりするために用いる技法、技術、訓練は、信用ある位置で、日常の正常な生活をおこなう必要な熟練と同一のものであり、犯罪行動型相との特別な接触を必要としないことがわかったとしている。この研究からえられた結論の一つは、犯罪行動型相との接触が信託違反に用いた技術、熟練を習得するさいにどうしても必要であるというものではないということであった。しかしながら Cressey は、このように主張しながらも、犯罪行動が必然的に習得された行動であるという重要な理論的命題については疑っておらず、この命題は検証されたとしている。そして differential association の理論は、経験的検証を今後ともおこなうことによって修正されるべきであると主張した。彼はかくして、この研究でえた一つの実行しうる修正として、接触のさいの犯罪行動型相と反犯罪行動型相との比率に関連した理論の部分は削除すべきであるとした。

次に後者の論文における分析は、従来、この理論は situational crime とか crime of passion に対しては適用しえないのではないかと考えられ、Sutherland 自身もこの点については例外をみとめてきたが、ここではこの種の compulsive crime の中、窃盗狂 (kleptomania)、放火狂 (Pyromania) についてはどうかということを問題とした。

Cressey の論文の目的は、このような行動が例外的なものとして残されねばならないかどうかを予備的な方法で決定することを目的として再検討しなおすことにあった。彼は compulsive crime への社会学的動機理論の適用を考えたりしたが、その結果概略、次のような結論にたつた。

1. “compulsive”な盗みとか、放火という現象の中に潜在している力は、理解されうるといふ主張には根拠がない。

2. “compulsive crime”の全ては、全く“内部から”動機づけられるという伝統的な主張が正しいなら、“compulsive”とか“crime”という言葉を用いるのは誤りである。もし行動が実際に“内部から”生起せしめられるものならば、“犯罪”ではなく“精神異常”という法的概念のもとで包含されるべきであろう。

3. 動機、同一視、役割演技という社会学的理論の枠組の中で、“compulsive crime”という概念を再検討することは、伝統的に用いられている“compulsive”という法的に有害な多くの行動が、実際には“動機づけ”られており、また他の“動機づけられた”行動と非常に類似した発展史をもっていることを示している。自動的な(動機的でない)、そういった法律的に有害な行動は犯罪として考えられない。

4. いわゆる“compulsive criminality”にみられる発展的過程は、他の犯罪にみられる過程と同一であるので、“compulsive crime”はその底に存在するなにかの故に differential association 理論に対して例外的でない。より一層の経験的検証を加えることによって、伝統的に“個人的”であると考えられている犯罪が、実際には集団の産物であるということが証明されるであろうし、またこの犯罪は過去における事例がもっていたよりも社会学者にとって一層の関心事となるであろう。

以上が、Sutherland の differential association 理論に対する主たる批判論である。

次に方法論に対する批判について考察してみよう。すでにのべたごとく、彼の方法論に対する批判はその数がきわめて少くない。それは彼の学説および理論に対する関心が、ほとんどその“white-collar crime”の概念論争と differential association にむけられていたからであった。

ところで、この数少くない批判論文の一つに V. Aubert の“White-collar Crime and Social Structure”(The American Journal of Sociology, Vol. LVIII, No. 3, 1952)がある。もっともこの論文も、その意図したところは包括的犯罪概念の妥当性の検討ということであった。

彼の論文で第一に問題にされたのは、いわゆる ambivalent attitudes ということであった。すなわち white-

collar crime を規制する法律と原規との間には調和はなく、この調和のなさはますます複雑化して行く現代産業社会から生じるということであった。

white-collar crime を規制する法的根拠は、それが原規と結びつきをもつとき強い妥当性をいうする。この結合は一般が経済学上の相対論をうけ入れることによって始めて可能となる。すなわち、それが個人の道德体系の中に組み入れられることにならなければ法律と社会成員の間に存在する informal norms の要求との間に gap が存在することは避けられない。そして法律とこの informal norms の間の ambivalent な態度と、white-collar crime の発生は関係をもつというのである。かくして、彼はこの ambivalent な態度、その詳しい構造と機能、その社会構造に対する関係の解明こそが white-collar crime 研究の出発点であると主張する。

具体的にいうと、実業家は一方では法律を遵守する市民、他方では企業共同体の成員という役割をになっている。この役割は現実では相容れないと思われる。Aubert は、このような態度を S. A. Stouffer と J. Toby の概念、“universalistic obligation”と“particularistic obligation”を借用し分析した。その結果、この2つの態度の共棲を発見した。また“the good established firms”と“outsider”を分類し、前者による法律違反は後者のそれより害が少ないと違反者自身が認めているということのみだしている。

このように Sutherland の理論と学説は、犯罪学、社会学の分野に大きな反響をまきおこした。G. Geis は、犯罪社会学は Sutherland の differential association の理論によって普及させられたとべているが<sup>16)</sup>、たしかにその理論の価値はさておいて、人々が犯罪社会学を社会学の一派生部門として、もっぱら社会学理論の適用を考えこそすれ、それへの寄与を考えなかった従来の行き方から、一歩進んで、R. Merton ものべているように、偉大な反対給付をなしうるといふ期待を犯罪研究者にいだかせるにいたったことは一つの大きな貢献といえるであろう<sup>17)</sup>。今日では、ほとんどの犯罪学関係の書物が“white-collar crime”のために教貢をさいている。しかし、その個別研究、その社会体制との dynamic な関連については、まだほとんど研究されていない。また white-collar crime と一脈の関連をもつ公務員犯罪についても全くといってよいほど研究されていない。今後、こういった面から、社会体制の、あるいは官僚制の研究がおこなわれることが期待される<sup>18)</sup>。

## 文 献

- 1) オーグム著「アメリカ社会学」横越訳、昭和30年 (Odum, H., American Sociology) p. 277—282 chap. 11.
  - 2) サザランド著「ホワイト・カラーの犯罪」平野、井口訳、第1部参照 (Sutherland, E., White-Collar Crime, 1949)
  - 3) Middendorff, W., Soziologie des Verbrechens, Erscheinungen und Wandlungen des asozialen Verhaltens, 1959.
  - 4) P. M. スウィージャー著「歴史としての現代」都留監訳、第1部参照
  - 5) Sutherland and Cressey, Principles of Criminology, 5th ed. 1955. pp. 76—80.
  - 6) メッガー著「犯罪学と刑事政策」吉益訳、第5部 295頁以下参照
  - 7) Sutherland and Cressey, Principles of Criminology, 1955. pp. 76—80.
  - 8) Jeffery, C. R., "The Structure of American Criminological Thinking," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 46, No. 5, 1956, pp. 667.
  - 9) Hartung, F. E., "Methodological Assumption in a Social-Psychological Theory of Criminality," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 45, No. 1, 1955.
  - 10) Sutherland, E., "Crime and Business," The Annals of the American Academy of Political and Social Science, Sept., 1941.
  - 11) サザランド著「ホワイト・カラーの犯罪」第1部参照
  - 12) ライト・ミルズも同様の指摘をおこなっている。「パワー・エリート」訳本、下巻、15章参照
  - 13) Hartung と Burgess の論争については、American Journal of Sociology, Vol. LV, July, 1950 に掲載されている。
  - 14) Morris, A., Criminology, 1934.
  - 15) Aubert, V., "White-Collar Crime and Social Structure," American Journal of Sociology, Vol. LVIII, No. 3, 1952.
  - 16) Geis, G., (ed.), Sociology of Crime, pp. 18—21
  - 17) Merton, R. K., "Sociological Theory," American Journal of Sociology, Vol. 50, No. 6, pp. 452—73.
  - 18) 山中「公務員犯罪の問題点」(慶応義塾大学「哲学」No. 36)、山中「官庁機構と公務員犯罪」(警察学論集, 15巻, 9号) 参照
- その他の文献として参考にしたものをあげると、以上のほかに
1. Eliasberg, W., "Corruption and Bribery," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 46, No. 5, 1956.
  2. Lane, R. E., "Why Business Men violate the Law," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 44, No. 1953.
  3. Cressey, D. R., "Application and Verification of the Differential Association Theory," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 43, No. 1. 1952.
  4. Cressey, D. R., "The Criminal Violation of Financial Trust," American Sociological Review, Vol. XV, 1950.
  5. Tappan, P., "Who is the Criminal?" American Sociological Review, Vol. 12, No. 1, 1947.
  6. Shalloo, J. P., "Trends in Criminological Research," Federal Probation, Vol VI, 1942.
  7. Clinard, M. B., "Sociologists and American Criminology," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. XLI, No. 5, 1951.
  8. Morris, A., "Changing Concepts of Crime," Encyclopedia of Criminology, 1949.
  9. Lindsmith, A. R., and H. W. Dunham, "Some Principles of Criminal Typology," Social Forces, Vol. 19, No. 3. 1941.
  10. Clinard, M. B., Sociology of Deviant Behavior,
  11. Cressey, D. R., "The Differential Association Theory and Compulsive Crimes," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 45, No. 1, 1954.
  12. Fuller, R. C., "Morals and the Criminal Law," Journal of Criminal Law and Criminology, March-April, 1942.
  13. Cressey, D. R., "Criminological Research and the Definition of Crimes," American Journal of Sociology, Vol. LVI, May, 1951.
  14. Clinard, M., "Criminological Theories of War-time Regularian," American Sociological Review, Vol. II. June, 1946.
  15. Gibbons, Dou C., and D. L. Garrity, "Definition and Analysis of Certain Criminal Types," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 53, No. 1, 1962.
  16. Sutherland, E., "White-collar Criminality," American Sociological Review, Vol. 15, No. 1, 1940.
  17. Clinard, M., The Black Market, (New York) 1952.
  18. Cressey, D. R., The Development of a Theory: Differential Association.
  19. Glueck, S., Theory and Fact in Criminology: A Criticism of Differential Association.